

労働者派遣事業に関わる情報提供

派遣法第23条第5項の「派遣元事業主による情報提供の義務があるすべての情報」について

派遣労働者の数	4名
派遣先数	3社
派遣平均料金 8時間額	40,000円
労働者平均賃金 8時間額	26,040円
マージン率	34.9%
教育訓練に関する事項	各種技術研修等に加え、資格取得を支援する、支給制度あり。
待遇決定方式	労使協定方式 正社員による派遣労働者